

2020年3月25日

福島原発避難者訴訟（第一陣）

原告団・弁護団声明

当原告団及び弁護団は、本年3月12日の仙台高裁判決（以下「本件判決」という）を得た後における被告東京電力の不当な対応について、下記のとおり抗議の意思を表明する。

記

- 1 当原告団及び弁護団は、本件判決を受け止め、東京電力に対して、この判決に基づいて事態の「解決」を実現するための「解決要求書」（別紙）を提示し、同月19日に、東電本社において協議の場を持った。

この点について敢えて言えば、原告らは本件判決の救済水準に十分に納得しているものではない。しかし、判決が原審判決の不当な事実認定や判断の回避という欠陥を克服する内容を備えていることを評価し、最高裁判所が法律審であることをも踏まえて、これ以上の紛争の長期化を避けて、解決を求めることを選択したものである。

原告らの要求の第一は、東京電力がこの判決を真摯に受け止めること、そして上告せず、謝罪の上で判決が命じる賠償をなすことであり、問題解決はその上でこそ実現され得る。

しかるに東京電力は、原告らの要求を「傾聴」と称し、同日の協議の場において、解決要求書に対する回答を留保した。そこで、正式な回答を得るため、同月24日に再度の協議の場を設定したが、東京電力は前日になり、再びただ「傾聴」するだけだという「ご連絡」をよこした。これに対して弁護団が抗議し、日を改めて正式な回答をなすべき場として、本日の協議が持たれた。

- 2 ところが東京電力は、本日の協議の席において、判決を受け容れることなく、最高裁判所に上告すると表明し、原告らに対する謝罪をも拒絶した。

これは極めて不当な対応であり、原告団及び弁護団は、東京電力のかかる態度に対し、強く抗議する。

- 3 本件判決は、本件原発事故による被害の実態に関する、精密な分析と検討を行ったことに加えて、次の2点において、殊に重要な判示を含んでいる。

第一には、東京電力が「安全確保に重大な責任を負い」、「地域住民の信頼の上に」原発を立地してきたのに、本件事故までの間に、津波に対する具体的な対応を取らなかったことに関し、「被害者の立場から率直に見れば、このような被告の対応の不十分さは、まことに痛恨の極みと言わざるを得ず、その意味で慰謝料の算定に当たっての重要な考慮事情とされるべきものである。」と判示されたことである。すなわち、本件判決は本件における東京電力の悪質性を厳しく断罪し、その加害性を明確に指摘している。

第二に、本件判決は、原賠法の目的が被害者の保護にあること、そのために策定された中間指針は「中間指針に明記されなかった原子力損害を含め、迅速、公平、かつ適正な賠償を行うこと」を求めていることを指摘した。そして、「自主的な紛争解決が困難な場合に用意された憲法上の手続きに従ってなされる司法判断を可能な限り尊重し、迅速な被害救済を図っていくこと」もまた、原賠法による原子力事業者の賠償責任の趣旨であると判示した上で、「被告は、このような司法判断の意義と迅速な被害救済を図る原賠法の趣旨とを十分に踏まえ、本判決を受けて適切に対応することを期待する。」と結んでいる。

これらの判示は、特筆すべき異例なものである。仙台高等裁判は、東京電力の加害責任の重大さと、被害の迅速な救済を求める原賠法の趣旨、さらには司法制度の意義を説示して、東京電力に対し、自らの責任を自覚し、上告せずにこの判決に基づく被害救済をなすよう示唆したものである。

4 東京電力は、現在原子力損害賠償・廃炉等支援機構（実質は日本国政府）が、その発行済み株総数のうち 54.74%を所有する筆頭株主であり、かつ同機構から累計 8 兆 9034 億円（2019 年 7 月 24 日現在）の資金援助を受けていることから明らかなように、国による管理会社である。

かかる東京電力が、仙台高裁判決を真摯に受け止めることなく、紛争を無為に長期化させる上告という挙に出た上、被害者である原告らに対し、かたくなに謝罪を拒む態度を示したことは、社会的にはもちろん、政治的にも許されない暴挙である。

原告団と弁護団は、東京電力が一日も早くかかる暴挙を悔い改め、引き続き原告らとの話し合いの場に臨み、原告らの要求に正面から対応することを改めて要求して、抗議の声明とする。

以上